

上越市資金管理運用方針

1 目的

この方針は、本市が市民の利益のために行動する忠実義務及び資金の管理運用に際して注意を怠らない善管注意義務を果たすため、市民の共有財産たる本市の資金の確実かつ有利な管理運用を図るための基本となる事項を定め、市民に明らかにすることを目的とする。

2 対象資金

この方針の対象となる資金（以下「対象資金」という。）は、歳計現金、歳入歳出外現金、基金、預託金、一時借入金、地方債及び公営企業会計資金とする。

3 管理運用の方針

対象資金は、次に掲げる資金の種類ごとにそれぞれに定める方針にのっとり管理運用するものとする。

(1) 歳計現金及び歳入歳出外現金

ア 歳計現金及び歳入歳出外現金の管理運用に当たっては、安全、流動性、及び有利性の順にそれぞれの確保に努めなければならない。

イ 一般会計及び特別会計のそれぞれの適正な資金計画に基づく会計間相互の資金融通により本市の預金残高の縮小を図るものとする。

(2) 基金

ア 基金の管理運用に当たっては、元本の安全を確保した上、有利性の追求及び将来の財政状況を勘案した長期の見通しの把握に努めなければならない。

イ 基金の繰替運用は、財政上必要と認められるときに行うことができるものとする。
この場合において、繰替運用した資金の管理運用については、歳計現金及び歳入歳出外現金の管理運用の例による。

(3) 預託金

ア 預託金の管理運用に当たっては、元本の安全の確保に努めなければならない。

イ 金融機関への預託金残高は、融資状況に応じた額となるよう適宜調整を行うものとする。

ウ 制度融資に係る預託金の管理運用に当たっては、制度融資の在り方及び預託の方法について常に見直しを行うものとする。

(4) 一時借入金及び地方債

一時借入金及び地方債の方法により借り入れた資金は、歳計現金として管理運用するものとする。

(5) 公営企業会計資金

公営企業会計資金については、前記(1)(2)及び(4)に準ずる。

4 管理運用の基準

3に定める管理運用の方針にのっとる管理運用の基準となる事項は、別に定める上越市資金管理運用基準において定めるものとする。

5 管理運用結果の公表

市長は、資金の管理運用の結果を毎年度取りまとめて公表するものとする。

6 方針の見直し

市長は、必要に応じてこの方針を見直さなければならない。

7 その他

この方針に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この方針は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この方針は、平成23年4月1日から実施する。